

## 日本再生歯科医学会認定医・認定士制度規則

### 第1章 総 則

第1条 本制度は、再生歯科医学の専門知識や臨床技能を有する歯科医師および医療従事者・研究者を養成・輩出することにより、再生歯科治療の発展および医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本再生歯科医学会（以下「学会」という）は、日本再生歯科医学会認定医（以下「認定医」という）および日本再生歯科医学会認定士（以下「認定士」という）の制度を設け、認定医・認定士制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定医は、再生歯科医学領域における診断と治療のための高い歯科医療技能を修得するとともに、認定医以外の歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示と対応がとれるよう研鑽を図る。

認定士は、再生歯科医学領域における診断と治療のための歯科医療技能を修得する、あるいは再生歯科治療の実践を支える高い研究能力を修得することにより、再生歯科医学・医療の発展のために研鑽を図る。

### 第2章 認定医・認定士の条件

第4条 認定医は次の各号を全て、認定士は次の（1）、（2）を満たさなければならない。

- （1）学会学術大会および臨床セミナー・シンポジウム等に参加すること。
- （2）再生歯科医学に関連する研究活動に参加したり発表を行うこと。
- （3）再生歯科医学に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。

第5条 前条にかかわらず、学会が特別に認めた場合には認定医・認定士になることができる。

### 第3章 認定医・認定士申請者の資格

第6条 認定医・認定士の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。

- （1）認定医は、日本国歯科医師の免許を有すること。認定士は、再生歯科医学に関する研究や臨床に従事していること。
- （2）認定医・認定士申請時において、3年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
- （3）第4条の認定医・認定士の各号に掲げる条件を満たし、前年度までの年会費の未納がないこと。

### 第4章 認定医・認定士の申請

第 7 条 認定医・認定士の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け  
認証されなければならない。

第 8 条 認定医・認定士申請者は、別に定める申請書類を認定手数料と共に学会事務局に  
提出しなければならない。

## 第5章 認定審議委員会

第 9 条 認定医・認定士としての適否を審査するために、認定審議委員会（以下「審議会」  
という）を設置する。

- (1) 審議会は 10 名以内の委員で構成する。
- (2) 委員は認定医・認定士である理事・評議員の中から会長が推薦し、理事会・評議員  
会の承認を受ける。
- (3) 委員長および副委員長各 1 名を委員の互選により選出する。

第 10 条 審議会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- (1) 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委  
員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。
- (2) 審議会は、必要に応じて開催する。

## 第6章 認定医・認定士登録

第 11 条 審議会の審査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。

第 12 条 学会は前項に基づき認定医・認定士登録を行い、合格者に認定証を交付すると  
ともに、再生歯科医学会誌および本学会総会において報告する。

## 第 7 章 資格の更新

第 13 条 認定医・認定士は、5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第 14 条 認定医・認定士の資格更新に当たっては、5 年にわたる認定期間の間に別に定め  
る条項を満たさなければならない。

第 15 条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に  
提出しなければならない。

## 第 8 章 資格の消失

第 16 条 認定医・認定士は、次の各号の条件を欠いたとき、審議会の議を経て、その資格  
を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医・認定士資格の更新手続きを行わなかったとき。

(5) 認定審議委員会が認定医・認定士として不相当と認めるとき。

第17条 認定医・認定士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医・認定士の資格を申請することができる。

## 第9章 補足

第18条 審議会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第19条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第20条 認定医・認定士制度運営に関しては、別に認定制度運営委員会を設ける。

附則 この規則は、2007年2月1日から施行する。

## 日本再生歯科医学会認定医・認定士制度施行細則

(2007年2月1日)(2017年2月25日一部改正)(2021年12月11日一部改正)

第1条 日本再生歯科医学会認定医・認定士制度規則(以下「規則」という)に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく認定医の基本的条件としては、次の(ア)～(オ)の要求が満たされなければならない。また、認定士の基本的条件としては、次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に加え、(カ)の要件を満たさなければならない。

(ア) 認定医・認定士申請時に3年以上継続して本学会会員であること。

(イ) 本学会が主催する学術大会および臨床セミナー・シンポジウム等へ3年間で2回以上出席すること。

(ウ) 本学会が主催する学術大会において発表(筆頭演者1回を含む)を行うこと。

(エ) 本学会の機関誌への投稿(筆頭著者1編を含む)を行うこと。

(オ) 再生歯科医学を活用した診査・診断および治療例のケースプレゼンテーション

1. 長期症例・・・2症例

2. 短期症例・・・2症例

3. なお、症例については別に定める方法により審査(口頭試問)を行う。

(カ) 再生歯科医学研究あるいは臨床に関するレポート提出(1編)

なお、レポートについては別に定める方法により審査(口頭試問)を行う。

第3条 規則第5条に規定する認定医・認定士とは、本学会に永年顕著に貢献した会員で、理事会の承認を得た者でなければならない。

第4条 規則第4条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の(ア)～(ク)に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。また、認定士の資格を申請する者は、次の(ア)～(カ)に加え(ケ)(ただし、(ウ)は該当する場合のみ)に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

(ア) 認定医・認定士申請書(様式1)

- (イ) 履歴書 (様式 2)
- (ウ) 歯科医師免許証の写し
- (エ) 学会会員歴証明証 (様式 3)
- (オ) 学会・臨床セミナー・シンポジウム等出席証明書 (様式 4)
- (カ) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類 (様式 5)
- (キ) ケースプレゼンテーションの長期症例記録 (様式 6)
- (ク) ケースプレゼンテーションの短期症例記録 (様式 7)
- (ケ) 再生歯科医学研究あるいは臨床に関するレポート (様式 8)

第5条 規則第 8 条, 第 11 条, 第 15 条に定める手数料は次の各号に定める.

- (ア) 認定手数料 1 万円
- (イ) 登録料 3 万円
- (ウ) 更新手数料 1 万円

第6条 前条に定める既納の認定手数料, 登録料, 更新手数料は, いかなる理由があっても返却しない.

第7条 認定医・認定士の資格の更新に当たっては, 認定期間中の 5 年間に継続して会員資格を有し, なおかつ本学会が主催する学術大会および臨床セミナー等に 4 回以上出席すること. なお, 本学会が主催する学会での発表や機関誌への投稿を上記の参加回数に充てることができる. 筆頭, 共著は問わない.

第8条 認定医・認定士の資格を更新しようとする者は, 認定医・認定士更新申請書 (様式 9) に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない. 認定医・認定士更新の申請は, 認定医失効期日の 1 年前から 6 ヶ月前までに行わなければならない.

第9条 この細則の改訂については, 認定制度運営委員会の議を経て, 理事会の承認を得なければならない.

第10条 更新時において満 63 歳以上で, 認定制度運営委員会が認める場合は, 認定医・認定士更新申請書 (様式 9) を提出し, 終身認定医・認定士となることができる. 但し, 満 63 歳以上でも認定医申請が初回の場合は, 通常 of 資格申請手続きが必要である.

第11条 附則 この細則は, 2007 年 2 月 1 日から施行する.

第12条 (2017 年 2 月 25 日一部改正) (2021 年 12 月 11 日一部改正)